

会議の名称	民生文教委員会 協 議 会	開催月日・令和5年6月27日 開会時間・午前・午後10時00分 閉会時間・午前・午後10時22分
出席者	川柳 雅裕 南谷 清司 後藤 徹 佐藤 健 栗津 明 藤川 貴雄	
欠席者		
オブザーバー	副議長 安井 智子	
傍聴者	河崎 周平 安藤 誠 豊島 保夫 花村 隆 一般傍聴人1人	
説明のために出席した者	石黒副市長 森教育長 山田病院長 吉村市長室長 堀市民部長 高橋生活環境部長 三輪健幸福祉部長 横山子育て・健幸担当部長 加藤産業振興部長 浅井病院事務局長 清水税務課長 中島税務課課長補佐 豊田生活環境課長 伊藤生活環境課主幹 安田環境事業課長 小池環境事業課主幹 伊藤高齢福祉課長 熊崎子育て・健幸課長 八島子育て・健幸課課長補佐 安田農政課長 酒井農政課主幹 南谷病院総務課長 野辺病院総務課課長補佐 川田病院医事課長	
協議事項	1 付託案件の審査 議第52号 羽島市税条例の一部を改正する条例について 議第53号 羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例及び羽島市特定教育・保育施設 及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例について 議第54号 羽島市介護保険条例の一部を改正する条例につい て 議第55号 羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部 を改正する条例について 議第58号 令和5年度羽島市病院事業会計補正予算(第1号) 請第4号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府 に送付することを求める請願書	

【開会＝午前10時00分】

川柳委員長

ただいまから民生文教委員会を開催いたします。報道機関並びに議員以外の傍聴希望者がありましたら、随時対処していきたいというふうに思っています。

それでは、委員会を始めます。本委員会に付託されました案件はお手元に配布した通りでございます。既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。その前に委員長からお願いをしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、そして答弁をお願いいたします。また、執行部におかれましては、発言する前には挙手、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

それでは最初に、「議第52号 羽島市税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

南谷清司委員

議第52号 羽島市税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。7点ほど質問させていただきますので、ちょっと長くなりますがよろしく願いいたします。ここで定める水利地益税は目的税ということで、羽島市南部かんがい事業等に関する条例に、羽島市南部かんがい事業に要する費用は水利地益税及び財産収入等をもって充てると定められています。このように、目的税であるのですが、この水利地益税の税収の全てが南部かんがい事業の費用に充てられているのかどうか、令和3年度決算における水利地益税の税収額はいくらか、これが1点目でございます。

2点目、羽島市南部かんがい事業等に関する条例に、羽島市南部かんがい事業に要する費用は、水利地益税及び財産収入等をもって充てるとありますけれど、令和3年度決算における羽島市南部かんがい事業に要する費用の総額はいくらででしょうか。また、水利地益税から事業の費用に充てた額はいくらででしょうか。財産収入の総額はいくらで、事業の費用に充てた額はいくらででしょうか。

3点目、条例には、もって充てるとあるわけですが、もって充てるとあれば、水利地益税と財産収入だけの費用で費用を賄うというように感じるわけなんです、そのあたりはどのように市として考えているのでしょうか。事業に要した費用に対して、水利地益税と財産収入では不足する場合にはどのように対応しているのでしょうか。市の一般会計で

負担している場合には、令和3年度決算では総額いくら負担しているのでしょうか。

4点目、水利地益税は全ての水田の所有者や耕作者が等しく負担しているのでしょうか。補助制度あるいは減免制度はあるのでしょうか。もしあるのならどのような条件で、どのくらいの割合の人が補助あるいは減免されているのでしょうか。

5点目、羽島市と桑原輪中土地改良区との覚書による交付金もいくつかあるようですが、南部かんがい事業との関係はどのようなものなのでしょうか。この覚書に基づく交付金の総額は令和3年度決算ではいくらになっているのでしょうか。

6点目、北部の羽島用水土地改良区と市の対応が異なっているようですが、その理由やこれまでの経緯はどのようなのでしょうか。

最後7点目です。南部と北部では、水田1000㎡あたりの所有者や耕作者の負担はどの程度異なっているのでしょうか。今後は是正していかれるのか、是正する場合にはどのような計画で是正していかれるのか、是正しないとすると、その理由は何でしょうか。以上7点についてご説明をお願いします。

農政課長

羽島市税条例の一部を改正する条例につきまして、農政課に関連する項目について、順次回答をさせていただきます。まず1点目、水利地益税の税収の南部かんがい事業の費用に充てられているかどうかと、3年度の水利地益税での税収額につきましては、全額、南部かんがい事業の費用に充てられております。令和3年度決算における税収額は2401万3000円でございます。

2点目です。羽島市南部かんがい事業に要する費用の総額はいくらか、また、水利地益税で事業に充てた額はいくらか、財産収入総額はいくらなのか、事業費に充てられた額につきましては、令和3年度決算における歳出の総額は7201万2000円でございます。歳入につきましては、水利地益税2401万3000円、財産収入として転用決算金など89万6000円、工事補助金として1517万3000円、合計4008万2000円で、全額事業費用に充当をしております。

続きまして3点目、条例に、もって充てるとあるが、水利地益税の財産収入だけで賄うことについての考えと、不足する場合はどうしているか、令和3年度決算でいくらぐらい負担しているかとの質問に対しましては、受益者負担の観点か

ら、歳出に見合った歳入を確保することが必要であると考えておりますが、市と南部の土地改良施設を管轄する桑原輪中土地改良区は、昭和47年2月に覚書を取り交わし、排水施設の維持管理費は市が負担することとなっておりますことから、一般財源にて充当をしております。令和3年度決算での充当額につきましては、3193万円でございます。

次に質問の5番目、市と桑原輪中土地改良区との覚書による交付金について、令和3年度の決算額はいくらかという質問に関しましては、市は南部かんがい事業区域内の農業用排水事業の円滑な運営を図るため、水路清掃や樋管、堰管理、かんがい揚水機の運転を実施する南部かんがい事業運営委員の管轄する各地区に対して交付金を交付しております。令和3年度決算額は羽島市水路清掃交付金として201万1630円。羽島市樋管及び堰管理交付金として19万2500円、羽島市かんがい揚水機運転管理者交付金として47万8029円、合計268万2159円交付しております。

6番目の北部の羽島用水土地改良区との対応が異なるが、その理由につきましては、市と桑原輪中土地改良区は昭和47年2月に覚書を取り交わしました。この覚書を履行するために、市は条例を制定し、羽島市南部かんがい事業として、土地改良施設の維持管理を行うとともに、その事業に要する経費として、水利地益税や転用決裁金の徴収を行っております。

最後7番目ですが、南部と北部の賦課金の負担金はどの程度異なるかにつきましては、羽島用水土地改良区の賦課金は1000㎡当たり6300円ですが、市は北部と南部の均衡を図るために、羽島用水土地改良区に対し、排水にかかる費用として、その半額の3150円を負担しております。今回の改正がお認めいただいた場合、同額となる予定でございます。以上でございます。

南谷清司委員

補助制度、減免制度が漏れたようですが、ちょっと確認をお願いします。

税務課長

4点目の税の減免制度につきましては税務課の方からお答えさせていただきます。水利地益税は南部かんがい事業の区域内の水田、田の耕作者の皆様には面積に応じた金額をご負担いただくものでございますが、一定の要件に合致する土地につきましては、減免制度がございます。その要件は貧困により、公私の扶助を受ける方が所有または耕作する土地、公益のため、直接専用する土地、大規模な災害などにより著し

川柳委員長	<p>く価値の減じた土地などがございます。近年の申請件数につきましては令和2年度4件、令和3年度3件、令和4年度1件で、それぞれ納税義務者の全体の0.1%から0.2%といった割合でございます。以上でございます。</p> <p>その他、質疑はございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
川柳委員長	<p>それでは、質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
川柳委員長	<p>討論なしとみなします。それでは、討論を終わります。</p> <p>それでは、採決を行います。議第52号は原案の通り可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
川柳委員長	<p>ご異議なしと認め、議第52号は原案の通り可決することにいたしました。</p> <p>それでは次に、議第53号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> <p>(発言なし)</p>
川柳委員長	<p>質疑なしとみなします。質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
川柳委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>それでは次に、採決を行います。議第53号は原案の通り可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
川柳委員長	<p>それでは、ご異議なしと認め、議第53号は原案の通り可決することに決しました。</p> <p>それでは次に、議第54号を議題といたします。</p>

	<p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> <p>(発言なし)</p>
川柳委員長	<p>質疑なしとみなします。質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
川柳委員長	<p>それでは、討論を終わります。</p> <p>それでは、採決を行います。議第54号は原案の通り可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
川柳委員長	<p>ご異議なしと認め、議第54号は原案の通り可決することに決しました。</p> <p>次に、議第55号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方は、ご発言願います。</p>
後藤徹委員	<p>議案書39ページになります。議第55号 羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてお伺いいたします。ふたつです。回収は何人体制で予定しているのか教えてください。併せて、周知の方法について教えてください。お願いします。</p>
生活環境課長	<p>まず1点目ですけれども、何人体制で行うのかという質問に対しましては、今回の戸別収集の実施につきましては、業務委託による対応を予定しておりますけれども、安全管理上、2人体制を考えております。粗大ごみの積み下ろしのときに発生しますトラブルや、運搬時の事故等に対応するためでございます。</p> <p>それから2点目、周知の方法についてでございますけれども、市民の方に広く周知するため、広報はしま8月号や市のホームページに詳細内容を掲載するとともに、広報9月号にも折り込みチラシを入れる予定でございます。また、粗大ごみ処理券を取り扱っている店舗などにおきまして、啓発ポスターを掲示していただけるよう、準備を進めているところでございます。以上です。</p>
佐藤委員	<p>議第55号について質問いたします。粗大ごみの戸別回収</p>

生活環境課長	<p>について、外国人向けの案内をどのようにいたしますか。続いて、戸別収集の上限数は今回の改正では1回5点までとありますが、なぜ5点なのでしょう、お願いします。</p> <p>まず1点目のご質問ですけれども、先ほど後藤委員にご答弁申し上げましたけれども、市民の方への周知の方法としては、市広報紙、市ホームページ、周知チラシなどを通して行います。市のホームページには内容を詳細に掲載いたしますので、外国人の方はそちらで英語や中国語などの母国語を言語選択していただくことによりまして、内容を確認していただくことができます。また、今後作成しますチラシにつきまして、市のホームページを見ていただけるようにQRコードなどをつけまして、そちらに誘導できるように努めてまいりたいと考えております。</p> <p>それから2点目、1回につき5点までについてですけれども、この戸別収集では、各家庭にお伺いしますけれども、多数の粗大ごみを玄関先などに置かれておきますと、収集されるまでの間、交通の妨げになることや、収集作業の効率性を考慮いたしまして、直接搬入と同じ5点までとするという基準を採用いたしました。なお、5点を超える場合につきましては、従来通り市の一般廃棄物運搬許可業者へ直接依頼していただくこととなります。以上です。</p>
川柳委員長	<p>その他質疑はございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
川柳委員長	<p>それでは、質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
川柳委員長	<p>討論なしとみなし、討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第55号は原案の通り可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
川柳委員長	<p>ご異議なしと認め、議第55号は原案の通り可決することに決しました。</p> <p>議第58号の前に、ここで一般の方からの傍聴の申し出が</p>

	<p>ございました。これを委員長において許可したいと思えます。よろしくお願いをいたします。お断り申し上げます。</p> <p>それでは次に、議第58号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑ある方、お願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
川柳委員長	<p>質疑なしとみなします。質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。議第58号について、討論ございますか。</p> <p>(討論なし)</p>
川柳委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>それでは、採決を行います。議第58号は原案の通り可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
川柳委員長	<p>ご異議なしと認め、議第58号は原案の通り可決することに決しました。</p> <p>それでは次に、請第4号を議題といたします。同請願については、既に紹介と説明が終わっていますので、直ちに審査に入ります。この請願について、ご意見がございましたら、発言をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
川柳委員長	<p>それでは、意見がないとのことで、討論を行います。この請願について、討論のある方はご発言願います。</p>
後藤徹委員	<p>請第4号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願書について、反対の立場から討論させていただきます。消費税のインボイス制度の実施を延期という請願ですが、元々このインボイス制度というのは消費税が正確に納付されることを目的としています。そのため公正な税負担を確保する意味からこの制度を導入することが目的となっています。現在、消費税は複数税率ということになっております。この複数税率のもとで適正な課税を行うために必要な制度として、政府もこのインボイス制度を認識しているわけで、この制度の移行に伴って、中小企業者</p>

が制度に対応するために必要な経費の補助であったり、中小企業者の納税事務負担に配慮する等の観点から、事業者による簡易課税制度の選択を可能にするといった対策を実施しています。加えて、制度が改正された後、6年間は免税事業者など適格請求書発行事業者以外からの仕入れについても、仕入れ税額相当額の一定割合を仕入れ税額として控除を認める経過措置が設けられています。事業者の負担を軽減・緩和するための措置がこのように講じられていることを踏まえ、延期する必要はないと言えます。よって、本請願は不採択すべきものとして取り扱うべきだと考えています。

藤川委員

請第4号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願に対して、反対の立場で討論を申し上げます。このインボイス制度の導入が決定されてから7年以上が経過し、また、複数税率の開始からまもなく4年が経過をいたしますが、この間も様々な負担軽減措置や支援措置が講じられてきました。財務省公表の資料によりますと、令和5年5月末現在における適格請求書発行事業者の登録件数は約316万件、申請ベースでは約344万件と発表されておりまして、これは現在消費税を申告されている課税事業者約300万件を既に上回っている状況であります。こんにちまでに数多くの多様な業種の事業者が10月1日開始という実施スケジュールに合わせて準備を進めておられる、そんな状況であります。こうした中で、もし仮にこれを延期するということになると、かえって新たな混乱を生じさせる恐れがございます。よって請第4号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願に反対いたします。

川柳委員長

その他討論はございますか。

(討論なし)

川柳委員長

それでは、討論を終わります。
採決を行います。請第4号は採択とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

川柳委員長

対して、不採択とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

川柳委員長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数を確認いたしました。よって請第4号は不採択とすべきものと決しました。</p> <p>以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。これをもちまして、民生文教委員会を終了いたします。</p> <p>なお、委員長報告については、ご一任をお願い致します。本日はご苦勞様でございました。</p> <p style="text-align: right;">【委員会終了=午前10時22分】</p>
-------	--